

## 長野県公用車広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県が所有する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の基準)

第2条 次の各号に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更正手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者又は同法第33条第1項で公安委員会に届出書を提出しなければならないとされている酒類提供飲食店営業を深夜において営む者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、公用車に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

(広告の内容及びデザイン等の基準)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権、その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
  - (9) 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の名称、連絡先が明示されていない等責任の所在が不明確であるもの
  - (10) 個人の氏名を広告するもの
  - (11) 不当な比較広告
  - (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するものに関するもの
  - (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
  - (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
  - (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、公用車に掲載することが適当でない広告の内容として別に定めるもの
- 2 前項に規定する場合のほか、広告のデザイン等が、公用車に掲載する広告として適当でないものとして別に定めるものに該当する場合は、掲載しない。

（広告の掲載方法）

- 第4条 公用車の車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルムの貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。
- 2 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離を生じさせないものとする。

（広告の規格等）

- 第5条 広告の大きさは、縦42センチメートル横78センチメートル以内とする。
- 2 広告の掲載場所は、公用車の車体の両側面とする。

（広告の掲載期間）

- 第6条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。

（広告の申込み）

- 第7条 広告の掲載を希望する者は、公用車広告掲載申込書（様式第1号）に広告のデザインの素案等を添付したもの（以下「申込書等」という。）を、公用車を管理する財産管理者（以下「財産管理者」という。）に提出するものとする。

（広告主の決定）

- 第8条 財産管理者は、前条の申込書等を受理したときは、第2条及び第3条の規定により広告主及び広告の内容を審査し、その内容が適当であると認められるものを広告主及び広告として決定する。

2 前項の規定により決定された広告の数が、広告を掲載できる公用車の台数を超える場合にあつては、くじにより公用車に掲載する広告を決定するものとする。

(広告主への通知等)

第9条 財産管理者は、前条の規定により広告主を決定したときは、広告主決定通知書(様式第2号)により広告主に通知する。

2 契約を証するため、契約書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、財産管理者が指定する日までに、財産管理者に広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告の原稿には、広告の他、広告の上部または下部に縦6センチメートル横35センチメートル以上の大きさで、「長野県有料広告」と表示しなければならない。

4 財産管理者は、提出された広告の原稿が第3条に規定する要件を満たしていないときその他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。

5 前項の規定による指示があつたときは、広告主は、広告の内容について補正し、財産管理者が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告の掲載)

第11条 広告主は、財産管理者が指定する日に公用車に広告を掲載しなければならない。

2 車体への掲載に要する費用は、広告主が負担するものとする。

3 車体の損傷により広告が損傷した場合は、県の負担により現状に復する。(経年による劣化の場合を除く)

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料は1台当たり月額2,000円とする。

2 広告主は、財産管理者が指定する期日までに、広告の掲載料を一括納入しなければならない。

3 納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき事由によらず、財産管理者が広告の掲載を取り消したときはこの限りでない。

(掲載の取り消し)

第13条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第12条第2項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 広告主が、第2条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (3) 広告の内容が、第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、県が特に広告を掲載することが適当でない判断したとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、財産管理者は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納入済みの広告掲載料は還付しない。

(広告の撤去等)

- 第14条 広告掲載期間が終了した場合又は広告の掲載が取り消された場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。
- 2 前項の規定による撤去に要する費用については、広告主が負担するものとする。
- 3 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。
- (掲載期間の特例)
- 2 平成20年度における広告の掲載期間は、第6条の規定にかかわらず、第11条に規定する県が指定する日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成25年3月12日から施行する。
- (掲載期間)

- 2 4月2日以降に広告主を決定した場合の掲載期間は、第6条の規定にかかわらず、第11条に規定する県が指定する日から当該年度の末日までとする。

附 則

(広告主の基準)

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

(広告主への通知等)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(広告の掲載)

- 3 車体の損傷により広告が損傷した場合は、県の負担により現状に復する。(経年の劣化による場合を除く)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(広告原稿の作成及び提出)

- 3 広告の原稿には、広告の他、広告の上部または下部に縦6センチメートル横35センチメートル以上の大きさで、「長野県有料広告」と表示しなければならない。

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

(広告主の基準)

この要綱は、令和6年2月14日から施行する

(様式第2号)

広告主決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

所在地  
名 称 様

[財 産 管 理 者]

令和 年 月 日付けで申込みのありました長野県公用車広告の掲載について審査を行なったところ、広告内容等が適当であると認め、貴殿を広告主とすることに決定したので通知します。

また、掲載期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとします。

なお、長野県公用車広告掲載要綱第10条に基づき、掲載しようとする広告について、原稿を令和 年 月 日までに提出し、承認を受けてください。